まえがき

「民事訴訟における裁判官の本音を知りたい！」

「裁判官のぶっちゃけ話を聴きたい！」

本書は、そんな思いを持った弁護士が、裁判官の本音を求めて、有効な訴訟戦略等についてインタビューしたものです。

同じコンセプトである前作『裁判官！　当職そこが知りたかったのです。』（学陽書房、２０１７年）は読者から高い評価を受け、同書刊行後に岡口と中村が各地で対談形式の講演を依頼される機会が増えました。各地で講演を行う中で、弁護士が裁判手続の中のどの事項に関心があるかが明確になったほか、司法研修所教育の変化等に伴う実務の課題も浮き彫りになってきたことから、前作をアップデートする形で本書をまとめることとしました。

本書の第一部は２０２３年12月16日に長崎県で行われた研修「続・裁判官！　当職そこが知りたかったのです。」（九州弁護士会連合会主催）を編集のうえ収録したものです。同研修は九州弁護士会連合会研修委員会の岬孝暢（長崎県弁護士会）、横田雄介（長崎県弁護士会）が企画し、岬が扮する若手弁護士の悩みや疑問に、岡口・中村と開催地のベテラン弁護士代表である

原章夫（長崎県弁護士会）が答えるという形で行いました。講演内容は岡口と中村が他の弁護士会で行った講演内容を元に、九州弁護士会連合会研修委員会、及び長崎県弁護士会の有志において関心のある事項を質問事項に加えて構成したものとなっています。

講演には会場・Ｚｏｏｍを含めて多数の弁護士が参加し、受講者からは高い評価を頂きましたが、より内容を掘り下げた続編の希望や講演内容をふまえた応用的な質問も多数寄せられました。そこで、これらに応える形で２０２４年８月に追加の座談会を実施し、第２部として本書に収録しています。

本書の執筆は岡口、中村のほか、長崎県での講演に登壇した原、岬、そして座談会の企画構成を担当した九州弁護士会連合会研修委員会の半田望（佐賀県弁護士会）、佐藤裕介（福岡県弁護士会）、横田が参加しました。また、書籍化にあたり、講演内容や座談会の内容を岬、半田が中心となって再構成しています。そのため、実際の講演内容とは異なる部分もあります。

本書は民事訴訟の各段階における裁判官の思考や感覚を踏まえた訴訟活動の工夫について、裁判官及び経験豊富な弁護士の視点から解説をしたものです。主な読者としてはこれから実務経験を積む若手法曹や司法修習生を想定していますが、ある程度の経験を積んだ法曹にとっても参考になる内容であると自負しています。

長崎での講演のアンケートからは、多くの弁護士が裁判官の思考の把握や裁判官に伝わる書

面の書き方に悩んでいることがうかがわれました。また、特に若手弁護士では経験する機会が少ない控訴審の審理に対する質問も多く寄せられました。本書第2部ではこれらの点も掘り下げています。本書がこのような弁護士の疑問を解決し、今後の指針になれば幸いです。

本書の刊行にあたっては、学陽書房編集部の大上真佑様をはじめ、スタッフの皆さんに大変お世話になりました。特に大上様には長崎県での講演を書籍にしたいという突然の依頼に快く応じていただき、本書の企画段階から完成まで多大なご尽力をいただきました。ここに記して謝意を表します。

2025年3月

執筆者を代表して　岡口基一

中村　真

まえがき 3

第1部 続・裁判官！当職そこが知りたかったのです。 17

1 裁判官は訴状をどう見る？ 18
1 タイプ別「裁判官に刺さる訴状と訴訟戦略」 18
2 裁判官のタイプの見分け方 21
3 印象が悪い訴状 21
4 やったことがない事件に対応するには？ 23
5 要件事実以外に書いてほしいこと 23
6 ストーリーを示すことは間違い？ 25

2 裁判官から見た答弁書・準備書面 26
1 タイプ別「勝てる答弁書」 26
2 裁判官にとって「ありがたい準備書面」 28
3 裁判官は書面の形式を気にする？ 29
4 攻撃的な表現は大丈夫？ 32
5 主張書面はどんなに長くても読んでもらえる？ 32
6 「簡にして要を得た書面」にするための工夫 33
7 書面の提出期限は守るべき？ 34

3 証拠に関する弁護士のギモン 36
1 証拠は原本で？ 36
2 大量の証拠を見てもらうには？ 37
3 大量の証拠を見てもらうための工夫 38

4 証拠説明書を活用しよう …… 38
5 主張や証拠の提出時期 …… 40
6 後で出てきた重要証拠 …… 42

4 争点整理、どう進めるか …… 44

1 争点整理が再び話題になっているわけ …… 44
2 争点整理は代理人主導で? …… 46
3 裁判官の引き継ぎの実務 …… 48
4 新しいツールの影響 …… 49
5 専門訴訟の争点整理 …… 49
6 裁判所からのオーダーへの対応 …… 53

5 法壇側から見た尋問を知りたい! …… 56

1 そもそも尋問で心証は変わる? …… 56
2 陳述書と証拠申出書の使い方 …… 57
3 陳述書が採用されなかった時代 …… 58
4 主尋問は成功して当たり前? …… 59
5 裁判官は何を意識して聞いている? …… 59
6 主尋問だけ答えられる証人 …… 61
7 聴かせる反対尋問 …… 61
8 補充尋問はしますか? …… 64
9 尋問に介入しますか? …… 65
10 民事でも異議は出しますか? …… 66
11 実質証拠と弾劾証拠 …… 66
12 弾劾証拠の有効活用 …… 67

6 和解をしよう! …… 70

1 和解のタイミング …… 70

2 和解成立のための工夫を教えて …… 71
3 先に呼ばれるのはどっち? …… 72
4 難しい和解交渉 …… 72
5 和解したいときは裁判所に連絡していい? …… 74

7 判決書はどのように作られる? 76

1 最終準備書面を出させてください!? …… 76
2 心証はいつ固まる? …… 78

8 元高裁裁判官に聞く控訴審のホンネ 82

1 高裁裁判官に響く控訴理由書・控訴答弁書 …… 82
2 証拠説明書だけしか読まない裁判官もいる? …… 84
3 1回結審ってひどくないですか? …… 85
4 控訴審での和解勧試対応 …… 87
5 上告を見据えた控訴理由書 …… 88

9 岡口さん、もうちょっと教えて! 90

1 要件事実教育「消滅」の影響 …… 90
2 黒歴史ならぬ黒判決はある? …… 91
3 やっぱり民事と刑事は違う? …… 92
4 裁判官による判断の違いはある? …… 93
5 予備的主張を出すタイミング …… 94
6 よって書きの書き方で迷ったら …… 95
7 判決書を作成するのにかかる時間 …… 96
8 裁判官は控訴されるとどう思う? …… 96
9 書面が長くなりすぎる場合の工夫 …… 96

第2部 岡口さん！当職もっとぶっちゃけ話を聴きたいのです。 99

1 さらに深掘りするべく再び集まりました 100
1 長崎での研修（第1部）を終えて、受講者の反響はいかに!? 100
2 岡口さんの現在 103

2 要件事実と「事件の見通し」 106
1 要件事実の理解が足りないと困ること 106
2 要件事実と主張の認否 109
3 陳述書ができた時の話 110
4 答弁書にも表れる要件事実の理解 112

3 主張書面と訴訟戦略 116
5 事件の筋読みと要件事実 113
1 何をどこまで書くか 116
2 論理的な書面とは 121
3 別紙の活用法 125
4 脚注は使える? 129

4 ついに最終準備書面の真価が明らかに 132
1 最終準備書面の位置づけ 132
2 出す意味のある「最終準備書面」 136

5 当事者の立証の工夫は裁判所にどう見える? 140
1 大量の証拠提出 140

2 LINEの履歴 145
3 動画・録音 147
4 機械反訳・翻訳 150
5 鑑定意見書 154
6 証拠の順番や証拠番号に意味はある? 159
7 送付嘱託・調査嘱託 161

6 心証形成は究極のブラックボックスだ 164

1 審理終結のタイミング 164
2 和解についての裁判官の考え方 166
3 合議ってどうやってるの? 168

7 控訴審の戦い方、ぶっちゃけてください 170

1 逆転されやすい判決はある? 170
2 控訴審での戦い方 172
3 控訴審での証拠の追加提出 177
4 引用型判決の読み方 179
5 裁判官と代理人の認識のギャップ 179

8 時間いっぱいまで、教えて岡口さん! 182

1 岡口さんから見た現在の法曹 182
2 裁判官に刺さる文献 185
3 裁判所の裏側 187

おわりに 190

1 裁判官は訴状をどう見る？

1 タイプ別「裁判官に刺さる訴状と訴訟戦略」

中村　では早速、岡口さんに質問していきたいと思います。代理人としては、「裁判官が書面をどういうふうに見ているか」に非常に関心を寄せているところかと思うんですけれども、「原告側を勝たせたくなるよい訴状」というのはどういったものでしょうか？

岡口　難しい質問ですけど、まあ一言で言えば、「簡にして要を得たもの」ですね。といっても、難しいですよね。本当に書面って、何十年経ってもうまく書けないですよね。

ポイントとしては、裁判官はとっても忙しいので、**「忙しい裁判官にいかに読んでもらうか」**って話だと思うんですよね。なので、本当に「簡にして」っていうのがとても大事なんですけど、どういう訴状が効果的かというのは、裁判官のタイプによってちょっと違うような気もしますね。

岬　裁判官のタイプとはどういうものでしょうか？

岡口　私は、２つのタイプの裁判官がいると思っています。１つ目のタイプは、民事訴訟では裁判上の自白という制度があり、当事者が事実をねじ曲げてしまうことも可能であることなどを理由に、民事訴訟は**「相対的真実」であると割り切っている裁判官**（相対的真実主義の裁判官）です。

このタイプの裁判官は、立証責任で切ることに抵抗がなく、立証は立証責任を負っている当事者がすべきものであって、裁判官は補充尋問や釈明を極力控えるべきだと考えています。このタイプの裁判官は、「請求原因事実の存在が立証されていない」という判断をすることに抵抗がありません。

２つ目のタイプは、民事訴訟でも刑事訴訟と同じように**実体的真実を探したがる裁判官**（実体的真実主義の裁判官）であり、さらに、実体的真実の解明が裁判官の使命であると考えている裁判官と、自分であれば実体的真実の解明が必ずできるという自信満々な裁判官の２つに分かれます。

このタイプの裁判官は、立証責任で切ってしまうような判決はすべきでなく、ときには思

4 争点整理、どう進めるか

1 争点整理が再び話題になっているわけ

原　私が弁護士になってまもなくの頃だと思うんですけど、裁判所にそれまでなかったラウンドテーブルが置かれたんですよ。当時は弁論兼和解っていって争点整理が強調された時期があったんです。で、最近また争点整理が話題になっているような気がしていて、これって何か裁判所内での動きを反映しているものなんでしょうか？

岡口　これはそうですね。ちょっと前まで、「合議の充実」をやっていたのは皆さん知ってますよね。あれはむしろ裁判官の育成の話だったんですけど、裁判長が左右の陪席を一緒に育

てようということで、合議充実だと。でも（最高裁）民事局の方針が変わって、結局尻切れとんぼで終わっちゃって。

多分民事局長が変わったからだと思うんですけど、今度は「争点整理をやろう」と言い始めて。で、民事局はね、とにかく民事訴訟の平均審理期間をすごい気にするんですよ。統計の数字が民事局長の成績表だと思ってて、だから**民事局長はとにかく審理期間を短くしたい**と。なのに、民事訴訟の審理期間がダラダラ延びてて。それは多分争点整理をちゃんとやってないからじゃないかと。結局ね、書面陳述、書面陳述で次回期日を決めるだけのような弁論準備がずっと続いているんじゃないかとか疑ってて、じゃあ争点整理をやろうと。

実は、平成8年の民訴法改正前は争点整理なんて全然やってなかったんですけど、この法改正で争点整理が入った。で、やり始めたのにもうほぼ形骸化してますよね。例えば弁論準備の結果陳述なんて、何もやらないですよ、今はね。本来はちゃんと書面にまとめたりしてやるはずだったのに、もう全然やってなくて。「結果を陳述しますね」「はい」なんて言ってそれで終わりにしたりして（笑）

それでね、民事局が「争点整理やるぞ」ってすごい大号令をかけたんですが、それからもう7年ぐらい経ちますね。最近は判例タイムズの論文とかで裁判官が争点整理のことを書いたりしている。皆さんもよくご覧になってると思うんですけど、ああいうのも結局その流れなんですよね。今はその大号令を受けて、「とにかく争点整理をしなさい」という民事局か

5 法壇側から見た尋問を知りたい！

1 そもそも尋問で心証は変わる？

中村　「尋問に入る前に裁判官の心証はもう大方決まってるケースが多いんだ」というふうなことを言う人もおられるわけなんですけど、岡口さん、この点についてどうお考えですか？

岡口　いや、**尋問で随分変わりますよ**。裁判官は、尋問をやって心証を変えることがよくあるんですよ。

例えば、当事者の人となりとかね、そういうのがわかるんですよね。尋問で当事者本人を初めて見るわけですよ。で、「ああ、こういう感じね」とか、あとはいろんな情報が尋問の

中にはバンバン出てきて、結構イメージが変わったりとかね。そういう経験を何度もするので、多くの裁判官は、尋問は絶対必要だというふうにだんだんなっていきますね。「やっぱり尋問やんなきゃわかんないね」ってね。そういう人が多いんじゃないかなと私は思うんですけどね。

2 陳述書と証拠申出書の使い方

岬　陳述書にどの程度まで書いておくのがいいのかは毎回悩むところなんですけど、どの辺まで書いておく必要があるのでしょうか？

岡口　プラクティスとしては、裁判官は、まずは陳述書で心証とりましょうと。で、「尋問は、その陳述書でとった心証が正しいかどうかを検証する時間です」っていうことなんですよね。

つまり、尋問では、裁判官は「自分の心証に間違いないか」ということを検証しているだけなんです。ということは、**陳述書の段階で心証がとれなきゃいけない**んで、やっぱりそのぐらいは書いていないとダメだってことですよね。

とにかく、「陳述書で裁判官の心証をとるんだ」と思って書いて、尋問には頼らないことですね。「まず、陳述書で完全に心証をとらせちゃう。で、それを尋問でちゃんと確認してもらおう」ってね。そのレベルまできちんと書き込むことですね。